

令和 8 年 第 2 回甲良町教育委員会本会議議事録

令和 8 年 5 月 2 9 日（金）、甲良町公民館において、令和 8 年 第 2 回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、藤真照委員、小島つや子委員、近藤敬彦委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育次長、橋本学校教育課長、上田社会教育課長、吉岡子育て支援センター長、集治東こども園長、堀口西こども園長、高橋図書館長、山田教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件 名
日程第 1		令和 8 年第 1 回会議録承認の件（藤委員）
日程第 2		会議録署名委員の指名（小島委員）
日程第 3		教育長報告
日程第 4	承認第 2 号	令和 8 年度甲良町学校・園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて
日程第 5	承認第 3 号	委員の委嘱及び任命につき、承認を求めることについて
日程第 6	承認第 4 号	甲良町文化財保護条例施行規則の一部改正について
日程第 7	承認第 5 号	公民館長及び図書館長の任命につき、承認を求めることについて

○青山教育長 それでは、ただいまから令和 8 年第 2 回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第 1 令和 8 年第 1 回会議録承認の件をお願いします。
藤委員さん、お願いします。

○藤委員 正確に記録されておりますことを報告いたします。

○青山教育長 続きまして、日程第2 会議録署名委員の指名として、小島委員さん、よろしくお願いします。

○小島委員 はい、承知いたしました。

○青山教育長 日程第3 教育長報告を簡単にさせていただきます。

令和8年度が始まりまして、4月、各校園の方で入学式、入園式がございました。そこでそれぞれの校園に入学、入園をしてくれた子供たちがいますけども、4月当初の人数を紹介します。園の方につきましては、まだ0歳が全員入っていない状況があるので、途中に入ることも考えて東こども園は75、それから、西こども園が61で運営をします。それから、東小学校は18名が入学していただいて、全校で137名の児童数です。西小学校は23名が入学してくれて、全部で130名の児童数になります。中学校は51名が入学してくれました。全校生徒で152名ということになります。

4月以降は、それぞれの学校で行事等は多くありませんけども、中学校が修学旅行に6月10日から行きます。関東方面ということで今準備段階に入っていますけども、2泊3日で行われます。

それから、来週ですが台風が近づいているということで心配されますけども、6月2日に中学校体育大会を実施します。なかなか秋口の体育大会は難しく日程が取れなかったもので、今回6月にやるということになっております。

あと、校園の方でそれぞれ行事等も計画していただいていますけども、暑さ、また熱中症対策と水分補給等も今後していかないとならないのですが、子どもの安全管理をしっかりしてもらいたいと思っています。

それからあと、先ほど話をさせてもらった小中学校の教員の働き方改革ということで、校長先生にも話をさせてもらって、少しでも居残りの時間を少なくしてほしいということで計画を策定しましたので、それに基づいて小中学校については少しでも時間外勤務が減るように努力をしていきたいと思っています。

それから、今年度初めてになりますので紹介しますけども、新しく教育委員に近藤敬彦委員をお願いしました。よろしくお願いします。

○近藤委員 よろしく申し上げます。

○青山教育長 それから、言い忘れましたけど、新家委員さんは今回の本会議は欠席でありますので、よろしくお願いします。

私の報告は簡単ですが以上で終わらせていただきますので、何か皆さんからご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、次に、日程第4 承認第2号について事務局からお願いします。

○**福原教育次長** 承認第2号 令和8年度甲良町学校園教育及び社会教育並びに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

令和8年度甲良町学校園教育及び社会教育並びに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定により承認を求めるものでございます。

皆さんにお配りしている令和8年度教育方針、確かな学力と生きる力を育む教育の推進という資料をご覧ください。

こちらの1ページをお願いします。それぞれ担当の方で説明をしていきたいと思いますが、昨年度から変わったところを中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページの甲良町教育目標に関しては、昨年度と変わりはありません。今年度においても、上から9行目の「また」からですが、教職員の研修の場を設け、保育力、教師力、指導力を高める取組を進めます。

次に、地域の教育力、家庭の教育力の向上を図るため、乳幼児から高齢者までそれぞれの時期にふさわしい学習の機会を設け、誰もが学べる生涯学習社会を目指します。特に、虐待、いじめ、不登校、高校中退、非行等、現代社会に存在する問題状況が深刻さを増す中、現状打開のためにも規範意識を醸成し、命や人権を大切にする教育、さらに心を育む教育を社会全体で一層推進します。

最後の方ですが、甲良のよさ、個性を自ら理解し、実際の活動に生かしていく人、自ら学び、楽しみ、豊かにする人、そんな甲良人を育てていくことを基本目標に取り組んでまいりたいと思っております。

次、2ページをお願いします。

橋本の方から説明いたします。

○**橋本学校教育課長** それでは、よろしくお願いします。

甲良町学校園教育方針ということで、1番の教育方針の方から述べさせていただきます。

大きく変更点はございませんが、幾つか大事なところについて述べさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず1つ目の基本方針ですが、個性と人格の尊重を基盤とし、知・徳・体の調和の取れた未来を開く、心豊かでたくましい人づくりを目指します。また、郷土に誇りを持ち、社会の変化に対応できるたくましく生きる力を育成

することを学校教育の基本とします。そのために学校や園では、全ての教育活動を通して、確かな学力、豊かな心と健やかな体の育成、信頼される学校づくりを推進していきます。その推進の基本となるものが7つ項目を挙げさせていただきます。

まず、1つ目、基礎基本の徹底を図り、一人一人の主体的に学びに向かい合う力を高め、たくましく生きる力の育成を目指す教育の推進。

2つ目、心豊かでたくましい子どもを育てる学校園づくりの推進。

3つ目、人間の尊厳を基本とする人権教育の推進。

4つ目、心に響く生徒指導と郷土愛を育成する教育の推進。

5つ目、運動に親しみ、心身ともに健康な子どもを育成する教育の推進。

6つ目、信頼される学校園づくりの推進。

7つ目、保育士、幼稚園教諭及び小中学校教職員の教師力を高める研修の充実。

これを推進の基本として掲げております。その推進の重点といたしまして、3つ目のところをお話させていただきます。

こちらについても、14項目と沢山ございますので、主な取組のところだけ幾つか割愛させてお話をさせていただこうと思います。

まず（2）のところ、一人一人のよさや可能性を伸ばす学習指導と自立して生きていく力を育む進路指導の充実ということで、学ぶことの楽しさとか、成就感を体得できるよう個に応じたきめ細やかな学習指導を工夫し、分かる授業、楽しい授業を創造するように努めてまいります。

（3）正しい情報モラルの育成を図る情報教育の推進と、図書活用能力の育成ということで、本年度も④のところにありますが、学校図書館司書を配置しておりますので、子どもたちの読書への興味・関心が高まるよう読書活動の推進に努めてまいります。

（4）家庭及び地域社会と連携したこども園、小、中、高等学校での系統的な人権教育の推進。こちらにつきましては、呉竹、長寺の両地域センター、子育て支援センター等の関係機関の緊密な連携の下、人権尊重の精神を具現化する学校園づくりに努めてまいります。

6 ページに移ります。

（7）共感的人間関係の育成を目指す生徒指導の推進。

本町では、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーターが配置されております。そのほかにも児童指導相談員もおられますので、そういった方々と各関係機関との緊密な連携によって、積極的、総合的な生徒指導の実践を努めてまいります。

（8）自立と共生を目指す特別支援教育の充実、こちらにつきましては障

害に対する正しい理解と認識を培い、障害のある子どもとない子どもが地域で共に学び合うインクルーシブ教育システムの構築を目指していきます。そのため今年度は、合理的配慮コーディネーターを甲良西小学校に配置しておりますので、その辺でも少し推進が進むのではないかと考えております。

7 ページに移ります。

(10) 子育てに係るあらゆる連携を重視した就学前教育の推進。

こちらにつきましては、④のところにあります公認心理師及びスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置することで、系統적かつ総合的な家庭支援、子育て支援を展開し、子どもたちの特性に応じた支援の整備に努めてまいります。

最後、8 ページに移ります。

(14) ICT教育、情報通信教育の推進、こちらにつきましては今年度4月から、小学校、中学校には、新しい1人1台端末を導入して運用しているところです。今までよりも機能性に優れておりますので、授業等に生かしていけると考えております。

以上となります。

○**福原教育次長** すいません、次、9 ページに行く前に昨年度から変わっているところにつきましては朱書きとなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、9 ページ、甲良町社会教育方針を上田の方が説明いたします。

○**上田社会教育課長** 失礼します。

それでは、まず、甲良町の社会教育方針ということで、基本方針ですが、住民の学習要望に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習の機会の充実を図ってまいりたいと思っております。また、マナーやルールを視点とした規範意識の高揚と命や人権を大切に生きる力を育むため取組、家庭や地域社会の教育機能の向上、活性化を支援するための事業を展開してまいります。朱書きになっています「育む」という漢字ですが、これまで平仮名となっておりますりましたが、漢字の「育む」に統一させていただいております。

おめくりいただきまして、10 ページです。

重点施策としまして、(5) 文化芸術の振興ということで、地域の自然、風土及び伝統を生かした個性豊かで創造性と感性に富む文化環境づくりを図るとともに文化活動の振興に努めますということで、「文化活動の振興」ということに変えさせていただいております。甲良町の総合計画の基本政策の中で文化活動の振興が掲げられておりますので、文言を変更させていただきました。

11 ページをお願いいたします。

(8) ですが、社会教育関係団体の育成ということで、関係団体等の相互の連携を図っていきたいと考えております。

続きまして、甲良町人権教育方針でございます。

こちらに関しては大きく変わるところはございませんが、基本方針で人権教育の本質につきましては、社会の中に今なお存在する不合理な差別をなくすことでございます。一人一人が互いの人格を認め、人権問題の解決に向けた取組を推し進めていく必要があると考えております。

重点施策といたしましては、14ページでございますが、社会教育のほうです。町民一人一人が人権問題を正しく理解し、認識するために生涯学習機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、甲良町社会教育体育方針でございます。

本町では、スポーツ人口が多くはないようですので、誰でも気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図り、スポーツ活動に参加できる機会の拡大に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○福原教育次長 今の社会体育方針の中で朱書きはないですけど、昨年度は国スポ・障スポがあった関係でその文言が明記されていました。今回はそのものを削除しております。

続きまして、16ページの甲良町立図書館については、図書館長の高橋の方より説明いたします。

○高橋図書館長 よろしく申し上げます。

それでは、16ページをお願いいたします。

図書館の運営基本方針ですけれども、こちらは変更ございません。基本を押さえまして、町民の生涯教育を支援するため、図書資料をはじめとする情報の収集、整理、閲覧、貸出し、保存等の充実に努めてまいります。また、調査、研究活動への支援、集会活動、諸行事などを通じまして、町民の暮らしに役立つ図書館づくりに努めてまいります。

続きまして、推進の基本ですけれども、下記のとおりとなっております。

(6) 番、橋本学校教育課長よりも報告がありましたように、学校司書の配置が2年目となりますので、引き続き学校司書と連携し、学校の図書館支援に努めてまいります。

そして、朱書きになっています11、安心して利用していただける施設改修、美化に努めます。これは常日頃行っていることですが、今年度は図書館の現在のトイレですけれども、バリアフリースイートイレはございますけれども、男性、女性トイレが和式となっておりますので、お子様からご高齢の方まで安心して利用いただけますよう、和式から洋式トイレに改修ということで

改修の方を進めてまいります。

以上です。

○福原教育次長 それでは、17ページをお願いします。

甲良町東西こども園になります。西こども園の堀口園長より説明をお願いします。

○堀口西こども園長 東西のこども園の基本方針です。

就学前の子どもに対し教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、令和5年度より幼保連携型認定こども園に移行しました。

6行目です。0歳から就学までを見通した子どもの育つ道筋に沿い、年齢の発達の姿や一人一人の育ちをきちんと捉え、支える教育及び保育とともに、将来社会に求められる自立した人材育成を目指し、主体的に生活し、学ぶ、子どもを育てる教育及び保育の充実により一層努めていきます。

赤字のところです。2024年6月には、教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、こども性暴力防止法が成立しました。2026年12月に施行されます。子どもの人権が保障され、安心して保育を受けられるよう性暴力を防ぐための取組を実施していきます。具体的に申しますと、性犯罪歴の確認とか不適切な行為の防止と研修、それから、相談体制の整備などが挙げられるかなと思います。

2026年4月から乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度がスタートしました。子どもにとって快適で良質な成長環境を整えることで、全ての子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。甲良町では、園に通っていない6カ月から満3歳未満の子どもを対象に行います。保護者の就労にかかわらず、月10時間以内ということで実施していきたいと思います。

下から3行目です。人権尊重のまちづくりの取組を基本に据え、全ての職員が子どもの人権を守るとともに、人権を大切に作る心を育てる教育及び保育の展開を最重要課題として捉え、いま一度原点に立ち戻り、日々の教育及び保育の取組の見直しや自己研さんに努めていきます。

次のページです。

2番の教育及び保育目標と目指す子ども像については変わりありません。

3番の具体的方策についても変わりありませんが、特に園として力を入れていきたいと考えているのが、2番と5番と10番になります。

2番につきましては、子どもたちが身近な環境に主体的に関わり、生活や遊びをつくり出していく子どもたちを育てていきたいと考えています。身近な環境に主体的に関わり、仲間とともに考えたり、試したり、協力したりしながら、幼児期にふさわしい生活が展開されるように保育の充実に向けてい

きたいと思います。

5番ですが、そのためには基本的な生活習慣の自立が重要と考えています。就寝時間が遅く、生活リズムが乱れがちな家庭もあるため、生活状況を把握し、改めて早寝・早起き・朝ご飯の大切さをお便りなどで知らせ、幼児期にふさわしい生活リズムで生活できるような啓発をしていきたいと考えています。

10番は、こども園は子どもの最善の利益を踏まえ、一人一人の家庭状況を把握し、保護者に寄り添いながらしっかり支援をしていきたいと思っています。送迎時の対話、参観、面談、家庭訪問を通して情報の交換を行い、成長を喜び合うことで、保護者の子育てに対する自信や意欲を高められるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○福原教育次長 先ほど園長の方から説明のありました、こども誰でも通園制度、この4月からスタートいたします。ただ、この制度につきましては、いろんな制限があったりしますので、実施していく方向ではおりますが、甲良町では一時預かり事業もやっておりますので、そちらと並行しながら実施していきたいと。多分、一時預かり事業の方が中心になってくるのかなとは考えております。

最後に20ページをご覧ください。

甲良町子育て支援センターです。所長の吉岡の方から説明をお願いします。

○吉岡子育て支援センター所長 吉岡です。よろしくお願いします。

変更点はありませんが、重要なところと最近の特徴等を説明させていただきたいと思います。

基本方針ですが、子育て支援センターは子ども家庭総合支援拠点としまして、ソーシャルワーク機能を生かしながら、妊娠期から青年期まで切れ目のない継続した支援を行っております。

重点施策として4つある中の1つ目、子育て支援としてオープンルーム、親子ふれあい教室、乳児訪問事業、子育て情報発信、今説明がありました、ほっとクーポン等の配布を行っております。特徴としましては、オープンルームの広場の数がちょっと減っています。出生数が少ないということもありますが、共働きも増えて早くからこども園に預けておられるというお父さん、お母さんが増えているのも現実かなと思います。

先ほどのだれでも通園制度の中でほっとクーポンのところですが、このクーポンは対象者の方に全員こちらから通知を送っています。その通知を見ていただいて、それで来ていただくということですので、気がついたら来てくださいではなく、対象者の方には確実に配れるように事業を行っております。

2ですが家庭支援のところ、児童虐待防止のところになります。

虐待数は横ばいと、やや微増というところになっていますが、引き続き見ていきたいと思っております。

3番目、教育発達支援のところですが、子どもの特徴に合わせた発達検査、発達支援等を行っております。それプラス一番大きくなっているのが、やっぱり不登校の項目のところ。全く学校に行けていないという不登校の数は少ないですが、やっぱり1週間毎日学校に行くのはしんどい、間にちょっと休みたいというようなお子さんは沢山おられますので、その子がどのようにして心のリラックス、心の充実を図りながら学校で勉強していただけるように頑張れるかというのが子育て支援センターの1つの大きな課題となっております。

放課後児童クラブ、お父さん、お母さんが安心して子どもを預けて働けるように児童クラブを開所しております。この児童クラブに関しましては、定員数よりも少ないということですので、今、対象者には全員入っていただいているというのが現状となっております。

子育て支援センターからは以上です。

○**福原教育次長** 以上、それぞれ今、目標等を説明しましたが、令和8年度については、それぞれの目標を持って取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○**青山教育長** 今、承認第2号の説明が終わりましたが、委員の皆さんから何かご意見等ありましたらお願いします。ちょっと盛り沢山ですが、よろしいでしょうか。

それでは、承認第2号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○**青山教育長** ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、承認第2号は承認されました。

続いて、日程第5について、事務局からお願いします。

○**福原教育次長** 日程第5、承認第3号でございます。

承認第3号 委員の委嘱及び任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町就学支援委員会規則第4条第1項に規定する甲良町就学支援委員、甲良町文化財保護条例第13条第1項に規定する文化財専門委員、スポーツ基本法第32条第1項に規定するスポーツ推進委員の委嘱及び地方教育行政の

組織及び運営に関する法律、第47条の5第2項に規定する学校運営協議会の委員の任命につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第14号の規定により、承認を求めるものでございます。

今、お配りしました教育委員会関係団体名簿、取扱注意のものです。こちらの方をご覧ください。

まず、1枚めくっていただいて、甲良町教育長、任期が令和6年10月1日から令和9年9月30日までとなっております。

次に、甲良町教育委員です。4名の方がおられますが、任期については記載のとおりでございます。甲良町社会教育委員につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの任期で9名の方でございます。

次のページ、就学支援委員会委員、任期が令和8年4月1日から令和9年3月31日までで20名の方でございます。1枚おめくりいただきまして、文化財専門委員です。任期が令和8年4月1日から令和10年3月31日までで4名の方。

次に、分館長です。分館長については毎年替わりますが、各字1名ずつで13名の方をお願いいたします。

次、4ページ、スポーツ推進委員です。

任期、令和8年4月1日から令和10年3月31日までで6名の方。スポーツ振興委員につきましては、13名の方をお願いいたします。

5ページをお願いします。

甲良町人権問題啓発指導員、任期、令和7年4月1日から令和9年3月31日までで、14名の方をお願いします。

次、6ページ、こども園愛育会役員ということで、東こども園、会長、副会長2名で3名の方。甲良西こども園につきましては、会長、副会長2名で3名の方。

7ページをお願いします。

学校運営協議会委員につきましては、任期、令和8年4月1日から令和9年3月31日までということで、各校をそれぞれの方をお願いしております。

甲良町立図書館協議会委員、任期、令和7年4月1日から令和9年3月31日までということで、10名の方をお願いしております。

この中で承認を求める案件がないものもでございます。また、今年度4月1日からもうお願いをしていますが、本来であれば承認というよりも専決で皆さんに報告する案件かなとは思いますが、中には充て職でやってくれている方がおられまして、役場で言いますと、人事異動の関係で内示が出てからでないと分からない団体であったりとかするので、今の報告になりました。

以上です、よろしく申し上げます。

それでは、今の承認第3号の委員の委嘱及び任命についての承認についてですが、委員の皆さんから何かご質問ありませんか。よろしいですか。

それでは、一応承認されるかどうかということでお聞きします。今の承認第3号につきまして、承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、承認第3号は承認されました。

続いて、日程第6について、事務局、お願いします。

○福原教育次長 日程第6、承認第4号でございます。

承認第4号 甲良町文化財保護条例施行規則の一部改正につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町文化財保護条例施行規則の一部改正につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定により承認を求めるものでございます。社会教育課長より説明いたします。

○上田社会教育課長 おめくりいただきまして、4ページです。

甲良町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則でございます。5ページの新旧対照表を見ていただいて説明させていただきます。

現規則において、第3条、第4条で補助金の交付手続の交付申請並びに着手、完了報告に関する規定が定められておりましたが、これらの手続を含めて補助金に関することを新要綱、甲良町指定文化財等補助金交付要綱の方で規定することといたしました。よって、第3条において補助金については新要綱で定める、つまりは別で定めると改正し、第3条、第4条の交付申請並びに着手、完了報告の規定は削除いたします。よって、第4条が削除されるため、第5条から第12条までは1条ずつ繰り上がります。第9条の第2項は文言の「の」を追加するものでございます。そのほか様式の変更につきましては、主に先ほど条ずれ、繰上げがありましたので、その条ずれに伴う改正でございます。

附則としまして、この規則は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用させるものでございます。

以上です。

○青山教育長 ただいま、承認第4号について説明ありましたが、委員の皆さんからのご意見、ご質問等ありませんか。

それでは、承認第4号について、承認をいただける方は挙手をお願いいた

します。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、承認第4号は承認されました。

続いて、日程第7、承認第5号について、事務局、お願いします。

○事務局 承認第5号 公民館長及び図書館長の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和8年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

社会教育法第28条に規定する公民館長及び図書館長の任命につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第8号の規定により承認を求めるものでございます。下書いてある公民館長には上田真司、これは人事異動に伴って、今年度4月1日から社会教育課長になりましたので上田真司が公民館長を。図書館長につきましては、昨年に引き続き高橋直子でお願いしたいと思います。

以上です。

○青山教育長 承認第5号につきまして説明がありましたが、委員の皆さんからご意見等ありますか。よろしいですか。

それでは、承認第5号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の承認をいただきましたので、承認第5号は承認されました。

それでは、以上で、今回の教育本会議の議事日程は終了させていただきますけども、委員の皆さんから何かご意見等はありませんか。事務局の方は何かありませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、教育本会議は終了させていただきます。ありがとうございます。

上記議事録の経過は、事務局の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

議事録作成者
